

落札者決定基準

総合評価審査資料等の評価にあたり、内容を公平かつ客観的に評価し、最適な事業者を選定するため、次に掲げる方法により、システム等の技術面及び価格面の2つの観点で評価する。

I. 審査機関

- (1) 本賃貸借の技術的な審査については、学内端末機・プリンタ等賃貸借契約総合評価審査委員会(以下「委員会」という。)において実施する。
- (2) 委員会は、本賃貸借の入札説明書で求める総合評価審査資料が、下記Ⅲ. 総合評価審査資料の評価方法に基づき仕様書に記載している要件を満たし、かつ優れた内容となっているかの判断及び以下Ⅳ. 価格点の算出方法に基づき付与する点数の判断について審査する。

II. 落札者決定基準

- (1) 落札者の決定方法
 - ア 次の要件に該当する入札参加者のうち、Ⅲに定める評価方法により算出された技術点とⅣに定める算出方法により算出された価格点の合計点が最も高い者を落札者とする。
 - (ア) 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。
 - (イ) 技術点が350点以上であること。
 - (ウ) 「総合評価審査資料記載依頼事項」に示す評価項目中のいずれか1項目でも0点でないこと。
 - イ 最高得点者が2者以上あるときは、技術点が高い者を落札者として決定する。なお、技術点、価格点とも同点の場合は、入札価格の低い者を落札者として決定する。技術点、価格点とも同点で入札価格が同額の場合は、当該の者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において当該入札参加者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行業務に関係のない職員に、これに代えてくじを引かせ落札者を決定する。
- (2) 技術点および価格点の配分
点数については、1400点満点とし、技術点を700点、価格点を700点とする。
なお技術点の評価項目ごとの配点は以下のとおりとする。

評価項目		配点
1. 本プロジェクトを遂行するための基本的事項	基本的事項	84
	プロジェクトの推進に関すること	216
2. 機能要件	基本要件	144
	設置・設定に関する要件	212
3. 非機能要件	非機能要件	44
計		700

III. 総合評価審査資料の評価方法

技術点については、総合評価審査資料を評価基準に基づき次のとおり評価することにより算定する。

- (1) 評価基準については、Ⅴのとおりとする。
- (2) 各項目について、評価基準に記載している要求要件を満たしているかを判断し、具体的かつ評価できる場合については、その内容に応じ技術点を付与する。
- (3) 各入札参加者の技術点については、学識経験者等により構成される委員会で決定する。

IV. 価格点の算出方法

価格点の算出については、次のとおり行うこととする。

- (1) 価格点は、本賃貸借の入札価格に応じて点数化するものとする。
- (2) 技術点を決定後、入札価格が予定価格以下のものを対象に以下の算出方法により価格点を算出する。

「 $\text{価格点} = 700 \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$ 」

「入札価格／予定価格」の計算にあたっては、小数点以下第3位で四捨五入するものとする。

価格点小数点を含む場合、小数点以下第1位で四捨五入するものとする。

なお、入札価格が予定価格を上回っているときは、失格とする。

V. 評価基準

総合評価審査資料の評価項目および評価基準は、「総合評価審査資料記載依頼事項」の「評価項目」・「詳細項目」および「記載内容」のとおりとする。

VI. 評価点の考え方

評価項目単位の採点は、0～4点までの次の5段階評価とする。

非常に優れている	・・・	4点
優れている	・・・	3点
理解できる	・・・	2点
低いレベルである	・・・	1点
非常に低いレベルである	・・・	0点
(記載がない場合を含む)		

評価項目の重要度に応じて、1～8倍の重み付けを行う。